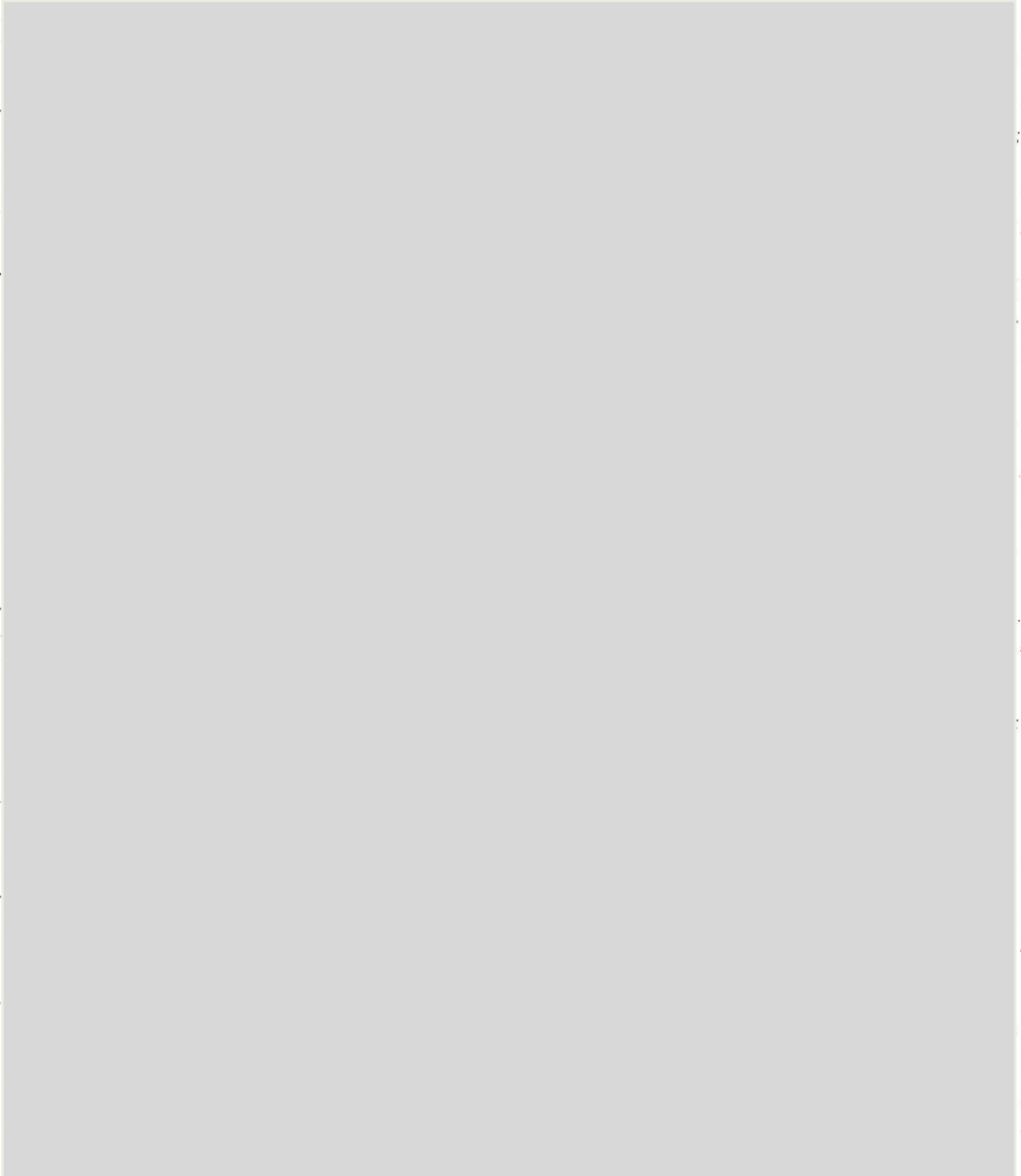


2 当審における当事者の主張に対する判断



の頻尿改善効果が認められる可能性を否定しきれないところ、上記の臨床試験は限られた範囲で行われたにすぎないものの、その結果に照らすと、本件サプリにも、一定程度の頻尿改善効果が認められる可能性は否定しきれないということが出来る。

したがって、前記1で引用した原判決のとおり、一般消費者が本件広告の表示から受ける印象や認識は、本件広告の抽象的な記載、「すべて個人の感想です。効果効能を保証するものではありません。」との記載（いわゆる打ち消し表示）等に照らすと、本件サプリにより一定程度の頻尿改善効果が得られる可能性がある、要するに、個人によっては効果があるかもしれないとの印象を生じさせるものにとどまるし、上記のとおり、本件サプリに一定程度の頻尿改善効果が認められる可能性を否定しきれないことからすると、一般消費者が本件広告の表示によって本件サプリの内容を誤認するとか、それによって顧客が誘引される程度に至っているということとはできず、本件広告の表示が優良誤認表示に該当するとは認められない。

よって、控訴人の主張③を採用することはできない。